

## 令和2年5月定例教育委員会会議録

日 時	令和2年5月13日（水） 午後1時30分～午後4時10分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 内田 賢司 教育長職務代理者 片山 恵一 委員 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 牛田 洋史
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 佐藤 直樹 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 佐藤 正男 教育研究所長 近藤 順子 教育総務課長 守屋 紀子 生涯学習課長 五味田直史 学校教育課長 久保田 貴 図書館長 田中 和也 中学校給食担当課長 上條 秀香 教育総務課課長代理 吉田 浩成 教職員課長 古木 学
傍聴者	4名
会議次第	<h3>5月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 令和2年5月13日（水） 午後1時30分 場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 令和2年6月の開催行事等について</p> <p>(2) 秦野市議会第1回臨時会報告について</p> <p>(3) 臨時代理の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 報告第5号 秦野市教育委員会事務局職員の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 報告第6号 秦野市教育委員会職員の任免について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 報告第7号 秦野市教育委員会事務決裁規程の一部を改正することについて</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 報告第8号 協議書の締結について</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 報告第9号～11号 市立小中学校教職員の人事上の措置について</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 報告第12号 秦野市社会教育指導員規則の一部を改正することについて</p>

	<p>キ 報告第13号 令和2年度一般会計（教育費）予算の補正について</p> <p>(4) 令和元年度一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について</p> <p>(5) 令和元年度幼稚園型一時預かり事業について</p> <p>(6) 園児、児童、生徒及び学級数について</p> <p>(7) GIGAスクール構想について</p> <p>(8) 市道18号線災害復旧工事に伴う「上小学校臨時スクールバス」について</p> <p>(9) 学校業務改善取組状況について</p> <p>(10) 令和2年度教科書展示会について</p> <p>(11) コミュニティ・スクールについて</p> <p>(12) 令和2年度教育研究所研究部会について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第9号 令和3年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について</p> <p>(2) 議案第10号 秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて</p> <p>(3) 議案第11号 令和2年度一般会計（教育費）予算の補正（第2号）について</p> <p>(4) 議案第12号 令和2年度一般会計（教育費）予算の補正（第4号）について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 令和2年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) 中学校完全給食の今後の取組について</p> <p>(3) 秦野市学校職員服務規程の一部を改正することについて</p> <p>(4) 秦野市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

内田教育長

それでは、ただいまから5月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

3密回避ということで、窓も開けてありますし、席も広げてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、会議録の承認について、御意見、御質問等がありましたら、お願ひしたいと思います。

なお、非公開案件につきましては、御意見、御要望、御質問がある場合には、会議終了後、事務局に申し出をお願ひしたいと思います。

内田教育長

よろしいでしょうか。

—異議なし—

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、非公開案件の取り扱いについてですが、3の教育長報告及び提案の(3)「臨時代理の報告について」のうち、オの報告第9号～11号、「市立小中学校教職員の人事上の措置について」は、人事に関する案件のため、会議を非公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、3の(3)のオは非公開といたします。

それでは、次第3、教育長報告及び提案について、お願いいたします。

教育部長

それでは私から、令和2年6月の開催行事等について、説明させていただきます。

御承知のように、新型コロナウイルス感染症の対策が求められる中、全体としましては延期もしくは中止等の行事が多いのですが、今記載の部分につきまして説明させていただきます。

まず、6月2日の第2回新採用教員研修会につきましては、集合研修とはせず、各校での対応ということで、テーマ設定のうえ、各校でできるような内容で実施を計画しております。

6月4日～6月23日、第2回定例会でございます。6月4日に開会がございまして、6月23日の閉会までの期間となっております。3月に一般質問等がございませんでしたので、16日～18日の一般質問等によく対応してまいりたいと考えております。

6月7日、第1回いじめを考える児童生徒委員会ですが、ここで5月31日までの休業が延長されましたので、中止を決定しております。

同じく6月9日・23日、ブックスタート事業についても、7カ月児健診が延期になりましたので、開催を見合わせております。

6月10日の防災訓練でございますが、これは国の定めに従っておるものですが、この状況を鑑みまして、今年度は書類の提出と各校での図上演習といった対応になっております。

6月18日～7月7日、教科書の展示会ですが、これは現時点で県のほうも実施を予定しておりますので、法令に従った形で実施の予定でございます。

続きまして6月24日と30日の学校訪問、24日が西小学校、30日が大根小学校でございますが、これにつきましても、実施

方式を、内容をかなり絞った形で、教職員の負担軽減に配慮しながら実施したいと考えております。

最後に6月26日、定例教育委員会会議になっております。

続きまして、おめくりいただきまして資料No. 1-2「秦野市議会第1回臨時会報告」でございます。5月1日に開催されまして、3つの議案について説明させていただきまして、加えて議員提案ということで、こういった形の内容で提案がございました。

1枚おめくりください。議案第26号でございますが、秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについてということで、3名の議員の方から御質問をいただいております。吉村議員からは、減額の理由について、それから露木議員からは、市長、副市長、教育長の減額する減額率の根拠と財政及び地方経済への影響額というようなことで、総務部長から、リーマンショック時の対応との比較ということで説明があったところでございます。

また、露木議員から、二次質問で期間についての御質問をいただいておりますが、市長から、今年度末までの期間を設けたものであるという答弁をいただいております。

伊藤議員から、さらに減額する意思があるかということでございますが、現時点での考え方を市長から御答弁いただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、議案第28号でございます。こちらの小中学校及び幼稚園の保健事務費について、契約の方法及び調達の見込みということで古木議員から御質問をいただきました。契約の仕方につきましては、国からも特命随契ということで、緊急の対応だからということでの通達がございますので、できる限り必要な時期に必要な量を確保していきたいということで私から答弁させていただきました。

二次質問で、学習機会を確保するためというようなことで御質問をいただいたのですが、これは私から現在の取組について答弁させていただいたのですが、事前に通告がない中で御質問をいただきましたので、本来であれば、これは国の補正のメニューに従ってということをお答えすればよかったのですが、ちょっと私の答弁が不足しておりました。

続きまして、露木議員から、1校1園当たりの購入額、特に小中学校と幼稚園と児童数、園児数に比較してバランスがちょっと違っていたのですが、これにつきましては、特に園児につきましては、下から3行目でございますが、「幼児の皮膚に配慮し高品質なもの」ということで、額もちょっと高額になってしまったと

教育総務課長

ということで説明させていただきました。

私からは以上でございます。

私からは、臨時代理の報告についてということで、報告第5号から第8号まで続けて説明をさせていただきます。

まず、報告第5号、資料No. 2になります。「秦野市教育委員会事務局職員の任免について」ということで、資料を1ページおめくりいただきまして、理由のところになります。市長部局の人事異動の内示の日程と合わせるために臨時代理を行ったものでございます。

次に、おめくりいただきますと異動の一覧が出ておりまして、課長代理級以上の異動の内容となっております。御確認いただければと思います。

続きまして、報告第6号、資料No. 3になります。同じく任免の関係ですけれども、こちらにつきましては、市立幼稚園の教諭、園長、副園長及び教頭の任免という内容となっております。資料を2ページおめくりいただきまして、一覧で異動の内容が出ておりますので、御確認ください。

続きまして報告第7号、資料No. 4になります。教育委員会の事務決裁規程の一部を改正するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、理由欄を御確認ください。地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、本年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、これまで「特定職員」及び「非常勤職員」の名称で記していた部分を「会計年度任用職員」に改めるために臨時代理を行ったものでございます。

次のページに新旧対照表が出ておりまして、別表第1と別表第2の中で、特定職員などの表記を改めたものでございます。

続きまして、報告第8号、資料No. 5になります。こちらは、協議書の一部を改正する協議の申し入れがございましたので、その内容について臨時代理をしたものでございます。

資料を4ページおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。こちらの旧の欄を御覧いただきますと、1番、市長の権限に属する事務について、その権限を教育委員会に委任するというところで、1点目「秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例に基づく入園料及び保育料の減免及び返還に関する事。」という表記がございますが、昨年10月から幼児教育・保育の無償化によりまして、こちらの条例自体が廃止となっておりますことに伴いまして、この規定を削除したものでございます。

次に、2番のところ、今度は反対に市長の権限に属する事務を教育委員会の職員に補助執行させるという内容のところになりますけれども、こちらの第2号の部分の入園料、保育料に係る規定を削除したものになります。

次をおめぐりいただきますと、第3項が「子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事」という表記になっているのですが、こちらが新の欄の第2号の部分「支給認定」という部分が、法律に基づきまして「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する事」と名称が変更になっているものでございます。

また、2号の削除に伴いまして、3号から2号に繰り上げられております。

また、新たに3号が追加されまして、新の欄になりますけれども、こちらは、「子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事」といって、2号と表記が非常に似ているのですけれども、2号につきましても、幼稚園に入園することに伴う認定事務ということになりまして、3号につきましても、保育の無償化に伴いまして、預かり保育を利用する方が、お仕事などを理由に預かり保育を利用する場合には無償となるという形になっておりますので、そのための、新2号という言い方をしますけれども、新2号認定の認定事務が新たに加わったというような内容になっております。

私からの説明は以上です。

生涯学習課長

私からは、報告第12号、秦野市社会教育指導員規則の一部を改正することについて、臨時代理を行っております。

1枚おめぐりください。臨時代理書になります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入され、特定職員の制度が廃止されたことが、先ほど教育総務課長からも話ございました。このことに伴いまして、生涯学習課が所管する秦野市社会教育指導員規則について、報酬等に係る規定を改め、また字句の整理を行ったものでございます。

具体的な改正箇所は、秦野市社会教育指導員規則の一部を改正する規則新旧対照表を御覧ください。第7条の報酬等についてでございますけれども、改正前は特定職員としての位置づけであった社会教育指導員の報酬等は、「秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を根拠としておりましたが、4月からは会計年度任用職員となりましたので、「秦野市職員の給与に関する条例」に改めております。他の変更につきましては、字句

教育総務課長

の整理となります。

実際に社会教育指導員の報酬は、人事課において令和2年3月下旬に決裁された秦野市職員の給与に関する条例施行規則に位置づけられておりましたので、令和2年4月1日から施行となります。そのため、当該規則の一部改正を審議していただくいとまがなかったことから、臨時代理をさせていただいたものでございます。

私からは以上でございます。

私からは、報告第13号、令和2年度一般会計教育費予算補正について御説明させていただきます。

資料No. 8を御覧ください。資料を1ページおめくりいただいて、理由欄を御覧ください。こちらは、先ほど教育部長から臨時会の報告でございましたように、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、消毒用アルコールや非接触型体温計など、公立幼稚園及び小中学校の保健衛生用品を購入するために補正したものでございます。

1枚おめくりください。補正額につきましては、小学校費が146万9,000円、中学校費が114万3,000円、幼稚園費が245万3,000円、合計で506万5,000円の補正となっております。こちらの財源につきましては、国庫支出金と県支出金、あと一部、基金繰入金で賄われております。

以上となります。

続きまして、令和元年度一般財団法人秦野市学校保全公社の経営状況について、資料No. 9で御説明させていただきます。

まず、資料3ページを御覧ください。令和2年度の事業計画となっております。2の事業計画といたしまして、本年度の小中学校及び幼稚園の教育環境の向上に向けた調査研究と、過去に実施しました改修事業に伴う償還事業を行います。償還額につきましては下の表の合計欄となりますが、元金及び利子を合わせまして9,461万1,000円となります。

続きまして、令和2年度の予算につきましては、資料9ページの収支予算補足説明資料にて御説明させていただきます。

まず、事業活動収支の部といたしまして、過去に実施した建設事業の償還に伴う市の負担金、1の(2)のアの負担金収入は、現金及び利子分として9,454万1,000円となります。前年度に比べまして3,865万8,000円の減額となっておりますが、こちらは前年度に平成21年度分の償還が終了したことに伴う減額となっております。これに利息収入などを含めまして、

事業活動収入の計が9,454万6,000円となります。これに対しまして事業活動支出が、支払利息95万5,000円を主な内容といたしまして99万円となっております、事業活動収支差額はC欄となりまして9,355万6,000円となります。

次に、財務活動収支の部といたしまして、収入ゼロに対しまして、支出額が元金償還分として9,368万6,000円、財務活動収支差額F欄のマイナス9,368万6,000円となりますが、事業活動収支との差し引きによりまして当期の収支差額はマイナス13万円となります。このマイナス部分につきましては公社の保有資産から支出することとしていることから、前期の繰越収支差額63万円に対しまして、次期繰越収支差額は50万円となっております。

次のページ以降は、事業活動、財務活動ごとの補足説明資料となりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料19ページを御覧ください。令和元年度の事業報告となります。

まず、償還事業といたしまして、平成21年度から24年度に実施した改修事業の元金及び利子合計額といたしまして、20ページとなりますが1億3,329万7,004円を償還いたしました。次に、調査研究事業として、令和元年10月17日に未来につながる学校づくりセミナーに参加いたしました。

そして、庶務の概要といたしまして、役員及び評議員、また、評議員会及び理事会に関する事項は、記載のとおりとなっております。

次に、25ページ、決算の状況でございます。予算の説明と内容が重複いたしますので、簡潔に御説明させていただきます。

事業活動収支として市からの負担金1億3,319万7,004円に対しまして、事業活動支出として、(1)のキ、支払利息201万2,674円と、財務活動支出として2の(1)のイ、長期借入金返済支出1億3,128万4,330円などを差し引きいたしました当期収支差額マイナス11万6,461円につきまして、公社保有資産から支出したことから、次期繰越収支差額は63万364円となりました。

最後に、資料33ページ、貸借対照表の当年度の欄を御覧ください。流動資産として現金預金が63万364円、固定資産として定期預金が500万円、未収負担金が1億8,163万2,658円、出資金が1万5,000円、資産の合計が1億8,727万8,022円となります。これに対しまして、固定負債が1億

8, 163万2, 658円となりまして、差し引きいたしますと、正味財産が564万5, 364円となっております。

なお、令和元年度末現在の未償還額につきましては、令和4年度に完済予定となっております、金額といたしましては1億8, 163万2, 658円となっております。

以上が経営状況の説明となりますが、学校保全公社は秦野市が2分の1を出資している法人となりますので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、6月の市議会定例会に法人の経営状況を説明する資料として本年度の事業計画及び収支予算並びに昨年度の事業報告及び収支決算に関する書類を提出するものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、資料No. 10「令和元年度幼稚園型一時預かり事業について」、利用状況を御説明させていただきます。

資料中ほどの合計欄を御覧ください。年間の利用状況は、前年度と比較いたしまして利用者数が約12.2%減の2,630人となりました。延べの利用日数は前年度より約8.6%減の1万2,037日となりました。1人当たり平均利用日数につきましては、前年度の約4.4日に対しまして、今年度は約4.6日とやや増加しております。全体の利用数は減っておりますが、その理由としましては、まず、令和元年度の園児数が、平成30年度の園児数に対しまして、675人から572人、103人、15.3%減少したこと、また、コロナウイルスの関係で3月の利用が控えられたことによりまして、実際に使った実利用者の人数が2月と3月の比較で、2月は259人に対しまして、3月は70人、約73%減少しているというところが原因となっております。

こちらにつきましては以上です。

続きまして、資料No. 11「令和2年度園児数及び学級数について」、幼稚園、こども園の部分について御説明いたします。

資料No. 11を御覧ください。合計欄を御覧ください。令和2年5月1日現在の公立幼稚園及びこども園の園児数は、下の表の合計欄となりますが、前年度に比べまして、幼稚園が82人減少の491人、こども園が43人減少の284人、合計で775人となっております。このうち、統合教育を行う園児は前年度に比べまして、幼稚園が1人減少の62人、こども園が4人増加の31人、合計で3人増加の93人となりまして、全園児に占める割合は12%となっております。

次のページを御覧ください。資料が横になりますけれども、園

学校教育課長

別の詳細資料となっております。年少、年長ともに2クラスとなっているのは本町と北の2園のみとなりまして、逆に年少、年長ともに1学級となっているのは、大根、上、ほりかわの3園となっております。

また、一番下の欄を御覧いただきたいと思うのですが、市内の4・5歳児のうち、公立の幼稚園、こども園に行っている子どもの割合、就園率となりますが、こちらが32.5%となりまして、昨年度の36.3%から3.8ポイント減少しております。公立離れが進んでいる状況となっております。

私からの説明は以上となります。

同じ資料No. 11の3ページを御覧ください。令和2年度の児童生徒数及び学級数について、前回、4月6日時点で資料を配付した後に増減が生じたもののみ報告をいたします。

まず、小学校の普通学級児童数は7,499人で、4月以降2人増えております。また、特別支援学級は355人で1人減となっております。次に、中学校。普通学級の生徒数は3,864人で、4月以降1人増えています。いずれも市内の転校あるいは市外からの転出入による移動ということになってございます。

その他の項目について変更はございません。一覧表等につきましては後ほど確認いただければと思いますので、説明は割愛いたします。

引き続き、資料No. 12「GIGAスクール構想について」を御覧ください。

このGIGAスクール構想につきまして、国は、今年2月25日に本市の臨時教育委員会会議で基本方針を議決いただいた以降も取組をますます加速し続けております。4月7日には新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、4月30日には令和2年度一般会計補正予算が成立しております。

そのうちGIGAスクール構想関連予算の主なものは、お手元の資料で下線を引いた箇所になります。まず、当初は令和3年度から5年度までとしていた1人1台の端末整備の前倒しを支援すること。特に、緊急事態宣言で最初に対象地域とされた本県を含む7都府県に関しては、優先して環境整備を進めること。次に、障害に対応した入出力支援装置の整備を支援すること。次に、家庭学習のための通信機器の整備を支援すること。最後に、学校からの遠隔学習機能の強化を図ること。これらが国の財政支援の対象とされています。資料の裏面、2ページを御覧ください。こうした中、本市では、これらの財政支援を最大限に活用し、本年度

中に端末整備を実施できるよう、国庫補助金の前倒し申請を行いました。国の補正予算成立と同日である4月30日付で、この表に記載の3億5,986万5,000円の内定を受けたところでございます。

(2)の今後の取り組みですが、この内定を受けて、本市では、本年度中に1人1台端末の整備を完了できるよう、取組を加速してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、国の財政支援を活用し、子どもたちの自宅学習にも活用できる環境整備について、速やかに検討し、充実に努めていきたいと考えております。

なお、本市の関連予算につきましては、後ほど、議案第12号として御審議をいただきます。

次に、資料No.13の「市道18号線災害復旧工事に伴う『上小学校臨時スクールバス』について」を御覧ください。

上小学校の通学路である市道18号線は、今年の台風19号で陥没した路面の復旧工事を今年4月から進めているところです。この資料の一番下にある参考写真、ちょっと見づらくて恐縮ですが、左側には被災直後の路面の様子、右側には4月24日現在の工事の進捗状況を掲載いたしました。左の写真ですと画面の中央に小さな穴、それと路面のひび割れ程度は確認できますが、実際はこの道路の下を流れる水路に大量の流木が押し寄せ道路と排水管の間の土を削り取ってしまったために、陥没の恐れがあり、右側の写真のように橋のかけ替え工事に近い大規模な工事が必要となりました。そのため、工事準備期間の今年3月からこの区間を通学路としている三廻部地区の児童を対象に、臨時スクールバスの運行を開始いたしました。

上小学校でも、3月以降、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業が続いておりますが、3月と4月に2日ずつ設定された登校日には、1の運行実績にも記載しましたとおり、子どもたちが利用してくれています。私も運行初日、登校時間に現地を訪れましたが、保護者の皆さんが大変喜んでくださいました。また、子どもたちからは、「友達と一緒にいけるのは、しかも車でいけるのは楽しい」という声も聞くことができ、この事業の効果を実感することができました。

なお、下校時の利用者が少なくなっていますが、これは、塾や習い事に通うため、学校から直接移動するという理由で、事前に保護者から連絡を受けて対応しているものでございます。

また、中ほどの丸囲みの写真の中にありますが、車両の後部と

教職員課長

側面には「上小学校臨時スクールバス児童送迎中」というステッカーを添付しております。これは、地元自治会の皆さんに事前説明に伺った際に、役員の皆さんから、子どもたちの安全確保のために、ステッカーを張ってほしいという要望を受けて対応したものです。

私からは以上です。

私から、学校業務改善への取り組み状況について報告させていただきます。資料No. 14を御覧ください。

学校業務改善については、平成30年度から令和2年度の3年間を集中推進期間に位置づけ、国、県の動向を踏まえつつ、計画的かつ重点的に取り組んでいるところであります。今年度は集中推進期間の最終年度に当たることから、28の取組項目について検証、見直しを行い、次期策定に取り組むことにしております。

今日は、取組状況のうち、資料の太枠で囲んだ予算化した事業3つの取組について御報告いたします。

最初に、④のスクールサポートスタッフの配置ですが、昨年度7月から、順次27名のスクールサポートスタッフを各校に配置したところ、学校現場から、多忙化対策として効果が高く大変喜ばれており、事業継続を熱望されている事業となっております。今年度は、市として要望していたスクールサポートスタッフについて、県の予算がついたことにより、新規に4名のスクールサポートスタッフを任用するため、現在公募を実施している最中でございます。

2点目に、資料中段③の在校時間の適正把握について、資料の裏面を御覧ください。昨年度の小中学校教職員の時間外在校等時間の集計でございます。内容については右側に記載させていただいていますが、6月と2・3月を比較すれば、時間外の在校等時間が大幅に減少しています。しかし、3月は学校が臨時休業であったゆえの結果であること、また、2月であっても、例えば中学校では、部活動の関係で完全下校時刻が1時間半違うことなどから、6月と2・3月の単純比較のみで業務改善状況を検証することは慎重を要します。

業務改善の具体的取組も、現場の先生方の意識も前進してはいますが、事時間に関しては、今年度学校が開催された際の昨年との同月比較を進めながら検証、分析をし、引き続き業務改善推進に役立てていきたいと考えています。

3点目に、学校業務改善の提案募集についての報告です。昨年度、現場の先生方にも業務改善の取組提案の募集を実施し、22

教育指導課長兼  
教育研究所長

名、39点の提案の中から、最優秀賞1点ほか入賞5点を選ばせていただきました。最優秀賞は、学校日誌の電子化ということでしたが、一昨年の提案に比べると全体的により実効性のある提案が増えている印象がありました。

学校業務改善の取組状況については以上です。

私からは、(10)から(12)までを続けて御報告させていただきます。

まず(10)令和2年度教科書展示会についてでございます。お手元の資料No. 15を御覧ください。

先ほどの開催行事のところでも御報告させていただきましたが、採択関係者の調査研究と一般の方の教科書に対する関心に応えるための制度でございます。毎年一定期間、翌年度に発行を予定しております教科書の見本を展示いたしまして一般公開するものです。今年度は6月18日から7月7日の期間に、教育庁舎3階小会議室を会場にいたしまして、中地区教科書センター秦野分館として実施いたします。

なお、この法定展示会のほかに、図書館2階の教科書閲覧コーナーで常設展示をしております。

続きまして(11)コミュニティ・スクールについてですが、資料No. 16を御覧ください。

令和2年度コミュニティ・スクール対象校より学校運営協議会の協議会委員の推薦がございましたので、これに基づきまして、各校の学校運営協議会委員を任命しております。渋沢中学校の学校運営協議会は、前年度は地域代表の方お2人に委員をお務めいただき、御意見をいただいておりますが、お1人が自治会の役員をお辞めになった関係で、現在はお1人になっております。今後、調整がつかましたら、地域の代表の方を1名、新たに任命する予定でございます。

また、今年度、秦野市の人事異動が6月になりました関係で、公民館長が委員となっている協議会で、同様に、後任の公民館長に今年度末まで新たな委員として御参加いただく予定となっております。こちらにつきましても、今年度末までの任期で新たに任命させていただきたいと考えております。

最後に(12)令和2年度教育研究所研究部会についてを御報告させていただきます。お手元の資料No. 17を御覧ください。

3月の教育委員会会議で、今年度3つの研究部会を立ち上げて研究をしていく方向であるということを御報告させていただきましたが、それぞれの部会の研究委員と研究内容について確定いた

しましたので、改めて御報告させていただきます。

1つ目の小中一貫教育推進研究部会につきましては、これまでの取組や成果、課題に基づきまして、義務教育学校も視野に入れた系統的なカリキュラムの研究などを行ってまいります。研究員は小中学校の教頭先生や小学校、中学校両方での勤務経験ある方、他県での教員経験のある方、中等教育学校等での勤務経験のある方などをお願いしております。

2つ目のインクルーシブ教育ICT活用研究部会では、全ての子どもたちの多様な支援ニーズに対応できる個別最適化の学習環境構築のために、先ほどの学校教育課長のお話の中にもございましたとおり、今後導入される1人1台の端末を有効に活用できるよう、活用場面や方法について具体的に研究を進めてまいります。研究員には、ICTの活用に関する方や特別支援学級の担当者、教育相談コーディネーターなどをお願いしております。

3つ目の家庭学習推進研究部会につきましては、昨年度に引き続きまして、家庭学習の充実につなげるために研究に取り組んでまいります。教育水準の改善・向上に向け行いました先進地区の視察からの情報や学力向上アドバイザーの御助言、教育委員の皆様方からの御意見をいただく中、家庭と連携した家庭学習の重要性を踏まえ、この推進のためにノートを作成し、この活用の仕方を含め研究してまいります。昨年度作成いたしました家庭学習ノートの内容をより良いものにしていくことと活用の仕方をさらに工夫していくことを今年度の研究テーマに取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

内田教育長

教育長報告・提案が終わりましたので、少しボリュームがありますから、3の(1)から(6)までの間でまず御質問、御意見ををお願いしたいと思います。

飯田委員

コロナウイルスの対策では、教育委員会として、また学校の先生方は大変御苦労されていると思うのですが、6月になったらではなく、もし学校、小中学校が再開された場合に、いろいろな手洗い、アルコール消毒液とか、先ほど資料No. 8でしたか、補正予算でそういうものを買われるということですがけれども、そういった、今、学校の消毒液が不足しているというのを聞いているのですが、その辺がうまく調達できるものか。また、学校が再開されるときに、それに代わる次亜塩素酸水ですか、ああいったものを使うのか、それに対応することも考えているのか、その辺がわかればお聞かせいただきたいのですが。

学校教育課長

消毒液等につきましては、休校前後、3月の時点から既に納品が非常に困難になっております。そういった中で、本来であれば一定の数量、また競争入札等の契約手続に則って進めてはいるのですが、状況に応じて、納入事業者が少量であっても確保できたというときには、契約規則に基づきながら、可能な範囲で随時購入できるよう対応を進めています。

また、今、委員から御紹介がありましたように、次亜塩素酸水ですとか、何種類か活用できるものがございますので、本当に手指の消毒にしか使えないようなアルコール関係はできるだけそこに限定をし、机ですとかドアとかの消毒に次亜塩素酸水を使うなど、学校現場の工夫によって、できるだけ効率的に、また長期間にわたって消毒できるような対応を求めています。そうした対応をとる段階におきましては、医師会の先生、また薬剤師会の会長をはじめ役員の皆さんから助言をいただくことによって、健康に配慮した対応がとれるような取組を行っております。

以上です。

内田教育長

マスクですとか、今お話のあったアルコールとか次亜塩素酸水の関係も、基本的には危機管理監が、教育委員会ばかりではありませんので、子ども健康の部門もありますし福祉部門もありますから、基本的に向こうでまとめて調達をしようという考え方で今進んでいます。特に先週ですか、アルコールについては国の一括管理になってしまったのだそうです。ですから、個別に入ってくることはまずないのではないかという話もあるので、危機管理監のほうで全体の数を把握して調達して対応する、こんな考え方を持っているようです。

ほかにどうでしょうか。

片山委員

資料No. 10ですけれども、これは御説明あったように、人数は全て減っているというのはそのとおりなのですが、見ますと、幼稚園によってかなり差があるような気がするのですが、これは何か原因等がわかっていらっしゃったら教えていただきたいのです。

教育総務課長

幼稚園ごとの利用人数の差ということではよろしいでしょうか。

細かく確認したわけではないのですけれども、やはり保護者の方の就労の状況によって差が大きく出ているというところですね。フルタイムではないにしても、子どもが幼稚園にいる間のパートタイムという形で働いている御家庭が多いところにつきましては、やはり利用が多い状況となっております。

内田教育長

ほかにいかがですか。

牛田委員

関連で、今、片山委員が指摘された預かり事業ですね。先ほど教育総務課長から、依然として園児数の減少傾向が見られるというような、公立離れの傾向があるというお話がありましたが、幼児教育の無償化と、それから私立幼稚園の3年保育、ここが大きな原因だろうと思うのですが、こうやって預かり保育事業の中身、内容についても、私立との関係性の中で差異があるのでしょうか。

教育総務課長

預かり保育の内容の差異につきましては、一番大きい部分につきましては、やはり早朝の預かり保育をやっているかどうかというところが1つあります。公立幼稚園では、9時の登園前の一時預かりというのはやっておりませんので、そうしますと、お仕事をされたい保護者の方は、もう少し早く預けることができればお仕事の幅が広がるというところで、早朝の預かりをやってもらえないかというようなお声は少しいただいているところがありますので、その部分での差というところはあるかと思っております。

内田教育長  
牛田委員

ほかにどうですか。

もう一ついいですか。資料No. 7の社会教育指導員の規則について改正の部分ですが、これは確認なのですが、新旧対照表を見ると、1ページの新旧対照表で、第5条、新しいほうでは「指導員の定数は、1名とする。」というような記載があって、旧のほうでは、ここに「定数及び任期」という文言が記載されているのですね。これは、会計年度任用職員というような位置づけとなった関係性の中で「任期」という文言が削除されている、こういう理解でよろしいですか。

生涯学習課長

今、牛田委員がおっしゃられたように、会計年度任用職員の制度の中で、任期が1年ということがありますので、わざわざこちらの規則のほうには記載をしていないというところでございます。

内田教育長  
片山委員

ほかにどうでしょうか。

資料No. 9の32ページを見ますと、経常収益、これは当年度と前年度が出ているのですけれども、いずれも赤字予算になっているのですが、特に赤字予算でやろうという意図ではないのですね。それで、50万円か何か足りなくなったら補充をするという考え方でやっていらっしゃるというような理解でよろしいのでしょうか。

教育総務課長

差額が毎年10万円ほど出るような形なのですけれども、こちらにつきましては、公社の保有資産から出していくというような考えのもとに、毎年、赤字予算となっているというようなところになっております。

内田教育長

過去、銀行から借金をして、この公社自体を、公社の法人の改革のときに名称を変えまして、その借金だけを返済していくという形式になっているのですね。その中で、今、教育総務課長が言ったように、保有資産の中で不足する部分は補填するような形で最終清算をしていこうというような形です。

片山委員  
内田教育長

では、減っていったいいわけですね。  
そういうことですね。  
ほかにどうでしょうか。よろしいですか。  
それでは、次に（7）から。

片山委員

資料No. 14に関してですけれども、スクールサポートスタッフという方の配置ということですが、どのような業務を実際に負うのでしょうか。

教職員課長

昨年6月以来、学校に順次入っていただいている方々ですが、昨年6月から入っていただいた方々は、主に教職員経験がある方に入っていただいたのですけれども、例えば、印刷物をお願いするであるとか、学校の集計作業をお願いするであるとか、そういったまさにサポート的な役割でお仕事をしていただく方々です。

片山委員

多分印刷業務が多いのだらうと想像するのですが、例えば先生方によっては、ホチキスで留めてくれとか折ってくれとか、いろいろな依頼のある方がいるかと思うのですが、そういうときに、担当されているとなかなか人に言えないですよ。要するに、僕が大学のあるときに、印刷業務だけで病気になった方がいるのですよ。そういうこともあるので気をつけて見ていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

内田教育長

もともとこのスタッフというのは、本来、教員が子どもたちと接する機会を確保するためには何かというと、御承知のとおり、雑用ではないのですが、そういう部分をやっていただいていることですので、今、委員おっしゃるようなことを十分考えながら進めなければいけないと思っています。

高橋委員

ほかにどうでしょうか。

資料No. 12のGIGAスクール構想についてですけれども、今ちょうどこのような時期で大変話題になっていると思うのですが、エの（ア）家庭学習のための通信機器整備支援ということで、Wi-Fiが備わっていない家庭の割合というのが、新聞によりますと、さいたま市で3%というものがあつたのですね。本市ではどのくらいかは調べていらっしゃるでしょうか。

教育部長

今御指摘いただいたように、非常に急ピッチで対応しなければいけない内容ですので、今、実証実験校をお願いしましてサンプル

ル方式で調査しています。市内の東中学校では学校全体で10名、そういった環境がないというデータを受け取っています。また、渋沢小学校では全体の65%はその対応ができています。つまり学校によって大分差があります。それから、発達年齢によって、中学生になりますとスマホを持っているとか、そういった形での発達段階によって差があるということです。

今後、導入に当たっては活用ということも視野に入れながらやっていかなければいけませんので、今、まず実証実験校を定めまして、その上で市内全体で網かけしていくような考え方を持っています。

以上です。

内田教育長

いずれにしても、今、国では、モバイルのWi-Fi環境の貸し出しをするというようなことまで含めて考えているようなのですけれども、具体的に今後、当初は5年の予定だったものが1年に集約という形ですから、相当急ピッチで進めないといけないのですが、今のそういう環境の家庭を確実に把握することも必要でしょうけれども、一番心配しますのは、一遍に全国に物があるのかどうか、そっちのほうの心配があるのですね。ですから、今後よく調べてそうした対応をしていかななくてはならないとは思っています。

牛田委員

私も資料No. 12と資料No. 14でお尋ねしたいのですが、まず、資料No. 12ですが、今、高橋委員からも御指摘がありまして、私もこの辺のところの拡充を図っていくということは、この今の時代を踏まえると喫緊の課題かと思っています。

そういう中で3億5,986万5,000円という金額が内定されているということで、この金額で十分なのかどうかというのは判断ができませんが、その下に7,997台、児童生徒数の3分の2に該当する台数だということですが、残りの3分の1は、これは確認ですが、今まだ既存の端末を利用するというような理解でよろしいのかどうかというのが1つお尋ねなのです。

あと、これを進める過程に、既に私も2月の定例教育委員会会議の中でもお話をさせていただいたのですが、やはり新聞でもこういった言葉を目にするのですね。教員が使いこなせない。ですので、そういった中で、このウのGIGAスクールサポーターの配置という、やはりここをある程度、端末の整備とあわせてこういったサポート体制を業者と組んで十分に内容を詰めていただいて、計画を作成していただきたいと思います。

また、エの(ア)、今話題に挙がったWi-Fiの関係、家庭

学習への支援サポートということでWi-Fiの整備、それから、今オンライン授業ということが先進的に行われている市や県がありますね。この辺のところの体制の強化についてもあわせてぜひ要望をしていきたいと思います。

あと、ちょっと心配なのは、これから詳細について詰めていかれるのではないかと思います。やはりその不正アクセス、それから情報の流出、以前どこかの県で、子どもが、借りた端末機から学校のホストコンピューターにアクセスをして自分の成績表を改ざんしてしまったという、よくそんなことができるなとか、もう本当にびっくりなのですが、そういった危機管理とあわせて、今後やはり機器の更新についてもお金が3年後、5年後、保守管理、維持費と合わせてかなり必要になってくるだろうと思います。その辺もあわせて必要に応じて市長部局と調整されて、しっかりとその体制づくりを進めていただければと思っています。

一番最初のお尋ねした1点だけ、ひとつお願いします。

学校教育課長

財源につきまして、本来ですと、これ以外は全て一般財源を基本とし、これまでの計画ですと、交付税措置という財政支援が予定されておりました。しかし、国がGIGAスクール構想を加速する中で、より手厚い支援ということで、後ほどその財源更正につきましては、議案第12号で御説明したいと思いますが、かなりこれまでになく手厚い支援ということが予定されております。

今回の補正予算でも概ね90%以上の財源を国庫で賄うことができるという予測のもとに、いろいろな検討を進めているところでございます。

以上です。

牛田委員

すみません、先ほどの3分の1の部分については、さっき私が言ったような理解でよろしいですか。

学校教育課長

失礼いたしました。

3分の1は、これまで整備していたものとは別に、新たに1万2,000人を対象に全て総入れ替えということ想定しております。と申しますのも、該当機器の状況ですとか環境が変わってきます。今後は1人1台と各校40台とは、全く違った環境下での使用になりますので、新たな視点で、これは研究所を中心に今いろいろ研究していただいております。教育部内はもとより、庁内一丸となって、より良い方法を検討していきたいと考えております。以上です。

内田教育長

基本は1万2,000台を全部新しくするという。これで3分の2に相当するというのは、補助対象がこういうことになるので

牛田委員  
内田教育長  
牛田委員

教職員課長

牛田委員

すけれども、金額も内定も。ただ、その裏付けの部分が、後ほど議案の中で説明しますが、持ち出しはこのくらい、それから交付税措置でこれだけというような形になりますから、金額的には、さっき学校教育課長が言いましたように9割ぐらいになるだろうと、そういう想定なのです。

わかりました。

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

業務改善の関係ですが、資料No. 14の働き方見直しという括りがあります。この括りの中の⑤、片山委員もお尋ねになっていましたけれども、学校業務改善の提案募集の中で、これは教職員課長も先ほど触れられて説明されていましたが、もし現時点でわかれば、最優秀1点と優秀2点、奨励賞2点の中身について、今ここで、教職員課長は人事異動で代わられたばかりですが、何か把握されていることがあれば教えていただきたいのですが。

最優秀に選ばれた「学校日誌の電子化」でございます。学校日誌は、主に各学校の教頭が記入するのですけれども、別に旅費で出張の場所を書いたりする文書があるのですが、そこで二度書きになるという点が、電子化をすれば、一度教頭あるいは本人が記入すれば、共有することによって、また電子化によって、例えば出張の文書を出したところが、全校が共通のホルダーにそれを書き込めば、ほかの学校の職員がそれを書き込む必要がなくなるという点で集約化できる。何においても、同じことを書かずに事務が進むという点で業務改善が進むだろうと。そういった意味の電子化です。

そのほかに、優秀賞として「夏休み等各種作品募集について」というものが選ばれました。これについては、夏休みの宿題というのは、いろいろな方面から募集が来るのですけれども、その募集について、何度も印刷をしたり、一つひとつについて印刷をしたり、あるいは集め方についていろいろな方法があったりということもあるので、これをインターネット上で、募集要項であるとか集め方であるとか、そういったものを掲載すれば学校職員の負担が減るだろうといった提案でございました。

学校体育施設開放については、これは体育館の開放について、学校の職員が対応しておりますので、これについて市役所の開放してくれる施設のファイルシステムに載せていただくことができれば、学校職員の業務負担の軽減になるといった提案でした。

こんなところでよろしいでしょうか。

わかりました。ありがとうございます。

内田教育長

ほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案に入りたいと思います。

まず、(1) 議案第9号「令和3年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」の説明をお願いします。

教育指導課長兼  
教育研究所長

議案第9号「令和3年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」を提案させていただきます。

秦野市教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めました令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針にのっとりまして、令和3年度に使用する教科用図書の採択方針を定めてございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらに記載がございますが、1番目が、採択者の責任において、公明・適正を期し、採択する。2番目が、文部科学省の「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。3番目が、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。4番目、小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に応じ、適切なものを採択する。こういった形で定めてございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

内田教育長

説明が終わりました。御意見、御質問があったらお願いしたいと思います。

早いんですね。もう採択ですからね。去年が小学校ですから、これで中学校をやると、1年間は空くのでしたか。そうですね。小中をやるから、1年間は空きますね。

どうでしょうか。特に御意見等はよろしいですか。

—特になし—

内田教育長

それでは、この教科用図書の採択方針につきましては、ここに記載のとおりの方で進めていくということをお願いすることにしたいと思います。

いずれにしても、現時点では7月ぐらいになると思います。詳細日程が決まりましたら、またお知らせをしたいと思います。

それでは、議案第9号「令和3年度に秦野市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針について」、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

それでは、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて」の説明をお願いします。

それでは、議案第10号「秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて」、御説明させていただきます。

平成31年2月の定例教育委員会会議におきまして、桜土手古墳展示館の総合的な歴史博物館への移行について協議をさせていただいておりますけれども、開館30周年を迎える本年11月に、本市の歴史全般を対象とした歴史博物館としてリニューアルすることに伴いまして、新たな施設の名称を「はだの歴史博物館」に、収集する資料等を「秦野市桜土手古墳群」から「秦野の歴史と文化」に拡充するとともに、字句の整理を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

この条例の一部改正につきましては、令和2年6月秦野市議会第2回定例会に議案の提出をするものでございます。

それでは、資料2の条例新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

条例の名称は「秦野市立桜土手古墳展示館条例」から「はだの歴史博物館条例」に改定いたします。

次に、第1条でございますけれども、「秦野市立桜土手古墳展示館（以下「展示館」という。）」を「はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）」に改定いたします。

次に、第2条ですが、「秦野市桜土手古墳群」を「秦野の歴史と文化」に改定いたします。

この2つの改定以外は、「展示館」を「博物館」に改定するとともに、字句の整理でございます。

この条例の施行日は、本年11月1日でございます。

それでは、資料3を御覧いただきたいと思っております。「桜土手古墳展示館の総合的な歴史博物館への移行に向けた展示構想及び施設の利用・改修について」、先ほど少しお話ししましたが、平成31年2月の定例教育委員会会議の協議の際に添付した資料に一部修正を加えたものとなっております。

1の展示構想につきましては、記載のとおりで、修正等はございません。

2の施設の利用について、4ページの図面とともに御覧いただきたいと思っております。まず、博物館の中央に位置する主展示スペースには、象徴展示のほか、本市の各時代の4つの展示と2か所の映像コーナーを設けます。各展示と映像コーナーの内容は記載のとおりでございますけれども、修正した点が2つございます。

1つ目は、博物館の窓際に沿って体験学習コーナーとして土器等をさわる展示のほか、古墳時代や近代化に関するデジタル資料の閲覧ができるエリアを設定しておりましたが、これらにつきましては、それぞれ関連する展示である「桜土手古墳群と古代人の祈り」のコーナー、それから「秦野の近代化と発展」のコーナーに振り分けをして対応させていただきます。

2つ目は、博物館の中央部の壁に対して、市内に現存する指定または国登録の有形文化財の紹介のほか、地図や写真から見る町並みの変化の紹介などをプロジェクターで投影いたしまして、「映像・写真で知る秦野の歴史・文化」のコーナーを設けます。これは、限られた展示スペースの中で、より多くの文化財や本市の歴史文化を紹介していくために対応するものでございます。

それでは、3、施設の一部改修についてでございます。主な改修内容といたしまして、(1)の地下ミュージアムプロムナードについては、バリアフリー化と来館者の誘導が難しい部分から、収蔵庫に転用いたします。

(2)の映像コーナーの設置についてですけれども、これまで資料等を保管していた主展示スペースの奥をテレビモニターによる映像コーナーとして使用し、無形民俗文化財のほか、地域の貴重な伝統文化などを紹介してまいります。

(3)の常設・企画展示室への改修についてでございますけれども、現在、映像機械室は資料保管庫となっておりますが、この資料を収蔵庫に転用する地下ミュージアムプロムナードに移設いたしまして、映像機械室は常設企画・展示室に改修いたします。

(4)の主展示スペースですが、桜土手古墳群の資料にある円形展示台及び三角ジオラマは、老朽化のため移設が困難でございますので撤去させていただきます。柔軟な展示構成に対応するため、移動式展示パネルと展示台を設置してまいります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

内田教育長

説明が終わりました。御質問、御意見をいただけたらと思います。

生涯学習課長  
内田教育長

展示館は設立何年でしたか。

平成2年にできておりますので、今年で30周年を迎えます。

ちょうど30年を迎えて新たな展開に向かっていくということです。

どうでしょうか、御意見がありましたら。地下のミュージアムプロムナードって階段でずっと下においていくところを収蔵庫に

改修するということですがけれども、以前あそこは、今で言うバリアフリーにはなっていないですね。そういうこともあって、そこに収蔵庫を持っていくということですがけれども。よろしいですかね。

牛田委員

以前にこの点について紹介があったときに、この総合的な歴史博物館にふさわしいのかどうか私もわからないのですが、震生湖を少し取り上げてみてはどうかという話をさせていただいたことがあったのですが、関東大震災の数ある遺構の中に、そのあたりの取扱い方についてはここには何も触れられていないけれども、何か考えていらっしゃるのですか。

生涯学習課長

今御質問いただきました震生湖につきましては、今、常設展示のコーナーの中にはこれといった展示とかというものはございませんけれども、第1企画展示室または第2企画展示室は、時期とかそのときによっていろいろなテーマで展示をしていくコーナーとなりますので、その企画展示の中で対応はしていければと思っております。

内田教育長

よろしいですか。

牛田委員

わかりました。

内田教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第10号「秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「令和元年度一般会計（教育費）予算の補正（第2号）について」の説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第11号について御説明します。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校給食の休止に関し、（1）として準要保護児童の保護者の経済的負担に対して援助するため1,032万円を、また（2）として休止に伴う物資納入事業者の損失等に対して公費で負担するため100万円をそれぞれ増額するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長に意見を申し出るものです。

議案を2枚おめくりいただき、横長の議案第11号資料を御覧ください。

表の一番左に行がございます。行2に記載の20の扶助費は、準要保護児童世帯に対する援助費として、補正額1,032万円を計上いたしました。内容は、対象世帯を最大800世帯と見込

み、これに給食費の月額4,300円を休止期間に応じて援助するものです。

なお、援助する期間は、現時点では再開の時期を確定できていないため、予算上、3カ月分の1,032万円として計上しています。

次に、行3、22の補償、補填及び賠償金は、給食物資納入事業者や学校に対する損失補填となります。補正額の欄の記載が漏れております。この欄は100万円ですので、記載は1,000となります。大変申し訳ございませんでした。

補正の内容につきましては、給食休止に伴う給食物資の損失額として、4月及び5月で100万円を見込んでおります。

下に表がございます。※参考、3月分の損失補てん額を御覧ください。給食を休止した3月時点では、当初、損失額を400万円から最大1,000万円程度と見込んでおりました。しかし、各校の栄養教諭、納入事業者らが連携し、キャンセルや他事業への流用などの対応を行ったところ です。

そのほか、一定期間保存が可能なものにつきましては、4月以降の給食で使用することを前提に、学校または事業者が在庫として取り置くことによつて、3月分の損失額を行5の支出額のとおり140万376円に留めることができました。しかし、4月以降、給食休止期間を延長したことによりまして、これら在庫とした物資の一部には賞味期限また保存期間が近づいたものもございます。これらは給食に使用できなくなる恐れがありますので、新たに発生した損失として納品事業者に支払い、または各校への財源の補填として対応するため100万円を増額補正するものでございます。

なお、そうした対応によりまして必要なくなった在庫品につきましては、できるだけ早く各校と連携し、廃棄等食品ロスにつながることはないようしっかりと対応してまいります。

説明につきましては以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

内田教育長

説明が終わりました。御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。どうでしょうか。

3月分は突然休止ということになりましたから、国も国庫で見えてくれるということで、一般財源の持ち出しがここに書いてありますとおり15万4,000円。学校現場がそれぞれ努力をした結果、この部分を相当圧縮してくれたのですね。ですからこの程度で済むと。ただ、4月、5月については、現時点では国がそう

いう対象としては見ていないようですから、これは一般会計の中で見ていかななくてはいけないということで、補正でお願いしていくことにしています。

いずれにしても、議会にこれからお願いするという形で、一般会計の中でほかのものもありますから、それとあわせてお願いしていく形になると思います。

どうでしょうか、何かあれば。

—特になし—

内田教育長

よろしいですか。

それでは、議案第11号「令和2年度一般会計（教育費）予算の補正（第2号）について」を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「令和2年度一般会計（教育費）予算の補正（第4号）について」の説明をお願いいたします。

学校教育課長

議案第12号について御説明いたします。

本案は、先ほど報告しました国のGIGAスクール構想に関連し、公立学校情報機器整備補助金を活用し、小学校及び中学校のICT環境を整備するため、歳入歳出それぞれ5億8,698万3,000円を追加するものです。

議案を2枚おめくりいただき、また横長の議案第12号資料を御覧ください。

この資料は、今回の補正予算で予定しております整備の概要を予算科目ごとに記載したものです。内容欄にあります①から⑦は小学校、中学校の共通した内容として同じ番号で記載しております。

まず、⑤の端末購入費です。国の算定基準に基づき、児童8,006人、生徒3,989人を対象に、1人1台の端末を購入、貸与するものです。いずれも国の基準単価である1台当たり4万5,000円として、必要台数を購入するため、小学校費では3億6,027万円、中学校費では1億7,950万5,000円、合わせて5億3,977万5,000円を計上しております。

また、先生方が同じ端末を使って指導できるよう各教室に1台の配置を基本とし、小学校で350台、中学校で150台の指導用端末をあわせて購入いたします。

③及び④は、端末導入以降の年度内予算として、来年2月及び3月の2カ月間に必要な回線使用料等を計上しております。

次に、②の入出力支援装置購入費は、障害を持つ児童生徒を支援するために必要な装置の購入費を計上しています。現段階では、弱視の子どもたちのため音声読み上げソフトなどを想定しておりますが、今後は教育指導課、研究所、また各校との協議のうえ、必要な環境整備に努めてまいります。

①と⑦は、新型コロナウイルス感染症対策の視点から、児童生徒の自宅での学習を見据えた経費です。①は自宅にWi-Fiの通信環境が整備されていない家庭のうち、経済的に対応が困難な世帯を対象に、持ち運び可能な接続装置を貸与するための経費です。

⑦は、学校から授業を配信する際に必要となるカメラ及びマイクの購入費としております。

表の行17、合計欄にありますとおり、事業費は総額5億8,698万3,000円で、国庫補助金はその右側にあります5億4,386万9,000円を予定しております。

充当率は、先ほど御指摘ありましたように93%を見込んでいます。先ほどの報告で触れました補助金3億5,000万円程度を見込んでおりましたが、この場合は最大70%の充当率に対し、実際に内定通知を受けた週明けから連休明けですぐの短期間での厳しい作業でありましたが、前倒し支援の対象とすることで、財政課とも連携し、新型コロナウイルスの他の補助金等も活用することによって、現時点においては、国の財政支援を最大限活用し、この93%という充当率が達成できると考えております。

その他の財源につきましては、一般財源をそれぞれ予定しております。ただし、この表に計上しましたのは、今年度当初に行う環境整備の経費のみとなります。来年度以降は、通信料、保険、維持管理に係る諸々のランニングコストが多額にかかってまいります。それらは全て一般財源となる見込みでございます。

資料の2ページを御覧ください。そうした中で、まずはこの事業を計画的、また効果的に推進できるよう、今年度中に学校教育情報化推進計画を策定したいと考えています。この中で長期的な財政計画も含めて、今後の活用方法を見据えた環境整備、また環境整備を踏まえた活用方法を相互に連携して進めていきたいと考えています。この計画に定めます内容は右側3ページに含んでおりますが、計画の目標等をここに明記することによって、確実に事業目標を達成したいと考えています。

また、計画策定に当たりましては、先ほど牛田委員から御指摘いただきましたようなセキュリティー関係、体制整備、その他関

内田教育長

連の施策についてもできるだけ具体的に示していきたいと考えています。特にセキュリティーにつきましては、セキュリティーポリシー等の運用面はもちろんです、物理的に回線を分けるなど、その両面からしっかりと対応していきたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明が終わりました。御質問、御意見があったらお願ひしたいと思ひます。

どうでしょうか。金額的に相当大きいので、正直なところびっくりしてしまうのですけれどもね。国が、今このタイミングで乗っかりませんと、この後見てくれるかどうかわからないという事情もありますから、財政とも協議をして、ここで市長にもお願ひして何とかやっけてしまわなければ、次のステップがないだろうということで予算を上げるということで、今日、議案として出させていただきました。

前回の教育委員会会議でGIGAスクール構想の5年間のロードマップ的なもの話をしましたけれども、その5年間のうちの最初の2年間のベースと3年間の購入が全部こっちに来てしまったと思っただけならば。それだけ国が出すと言っけていますから、それにきちんと対応していかないと。ましてや学力状況調査をこれをもってやるような話まであるわけですから、乗り遅れるとそれにも対応できなくなってしまうという。

よろしいでしょうか。少なくとも一般会計の持ち出しが今後、この次の年からは別なものが発生すると。それから、さらに心配するのは、メンテナンスの問題と、大体5年程度で新たな機械に更新するときに、各市町村も県も国にお願ひしたのですが、そのときにもきちんと面倒を見てくださいよということをお願ひしてあるのですが、今のところそれに対する回答はないのですね。ですから、そういうことも想定してこういう対応をしていかなくてはならないということになります。

よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、議案第12号「令和2年度一般会計（教育費）予算の補正（第4号）について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、5の協議事項に入ります。

令和2年度教育委員会教育行政点検・評価についての説明をお

教育総務課長

願います。

それでは、協議事項（１）令和２年度教育委員会教育行政点検・評価について、説明いたします。

先月は点検・評価の実施方針等についての資料をお配りさせていただきましたが、本日は、報告書の現時点の取りまとめ状況として提出させていただいております。

まず、資料１ページ目から３ページ目までにつきましては、第１章といたしまして、点検・評価の概要になっております。

点検・評価の目的といたしましては、教育施策が、基本方針に沿って効果的に執行されているかを教育委員会自らが点検・評価を行うことにより、説明責任を果たすことを目的に実施するものでございます。

２の（２）を御覧ください。今年度を実施する点検・評価の対象は、教育プランに基づく主要施策１９件と教育プラン策定後に開始した重要施策３件の２２施策となっております。

次に、資料２ページ、３の（２）に点検・評価会議の委員の方のお名前、そして３ページの（３）には、総合評価者となる学識経験者を記載しております。学校教育関係の総合評価者が、昨年度の朝倉教授から、同じく東海大学の課程資格教育センターの大島教授に変更となっております。

次に、４ページ目からが第２章、教育委員会の活動状況となりまして、令和元年度の教育委員会会議の開催状況となっております。５ページの中ほどに合計が示してありますが、定例会が１２回、臨時会が３回となっております。

次に、５ページ目から１５ページまでが、教育委員会会議の審議等の状況となっております。教育長報告が１３２件、９ページに進みまして、議案が３１件、１０ページの中ほど、協議事項が２１件、１１ページ、指名が１件、その他が１９件となっております。

続きまして、１２ページから１５ページが、教育委員会会議の活動状況となっております。

ここで、申し訳ありませんが資料の訂正をお願いいたします。１５ページのNo. ４６の欄を御覧ください。「令和２年１月１４日（月）」となっておりますが、これを「（火）」に修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

そして、１６ページからが、教育委員会の活動状況についての点検・評価、１８ページ目が教育委員会の活動状況に対する総合評価になりますが、こちらにつきましては、今後、順次協議をさ

せていただく部分となっております。

次に、21ページを御覧ください。点検・評価を行う具体的な22施策の内容と担当委員の案を提案させていただいております。

そして、最後のページ、全体スケジュールとなっております。現在は事務担当課における自己点検・評価を行っている段階でありまして、今後、教育部長及び文化スポーツ部長の点検・評価を経まして、5月中旬に第1回の点検・評価会議となりますが、今年度は、新型コロナウイルスの関係から書面開催とする予定であります。その後、各委員に評価を行っていただいたうえで、7月上旬に第2回会議を開催する予定となっております。そして、7月17日の教育委員の皆様への勉強会評価を経まして、8月14日の教育委員会会議へ議案として提出し、その後、9月に市議会議員への資料配布をしたいと考えております。

本日は、教育委員会の活動状況及び各委員の主要施策の担当案について御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

内田教育長

説明が終わりました。御意見がありましたらお願いしたいと思えます。

最終が8月14日ということですか。教育委員会会議が、8月14日の予定ですので、そこでということになります。

担当部門についてもよろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

よろしいですか。いずれにしても今、第1回目については書面でということ、コロナウイルスの関係がありますから。それで、7月と8月という形で進めていくということ、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、続いて、中学校完全給食の今後の取組について、説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、協議事項(2)について御説明します。

中学校完全給食につきましては、今年3月に受注者と事業契約を締結し、調理施設である学校給食センター、また中学校のエレベーター、それぞれの施設については、目標としてきたとおり、また計画どおり実現できる見込みとなりました。今年度は、いよいよそれらの施設を有効に活用し、一昨年に決定いただきました基本方針に基づいて、事業目的である食育の推進等、目標達成に向けた準備を加速してまいります。

資料1の学校給食を通じた食育の推進では、学校給食を生きた

教材として、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校や保護者と連携した食育活動を進めるとともに、それらに必要な環境整備に努めてまいります。

また、2の地産地消の視点を生かした学校給食の推進につきましては、新鮮で安全・安心なおいしい地場産物を最大限活用することで、生徒の心身ともに健全な成長を促すとともに、地域の食文化や産業への理解を深め愛着心を育むこと、また、地場産物の活用や地元事業者からの調達を推進するために、生産者、商業者及び関係団体等と連携しながら環境整備に努めていきたいと考えております。

それらの推進に当たりましては、この資料に記載しましたとおり、現時点で、担当課としましては、それぞれ取組方針、また指標の案などを検討しながら準備を進めているところでございます。

その中で、資料2ページを御覧ください。教育委員会が行う教育目標としての中学校給食の推進と同様に、現在、市長部局、特に環境産業部を中心に、地域経済への振興策という視点からも連携を深めているところです。(2)の指標の中にも、例えばウの地元事業者からの食材調達、こうした点は、今、小学校給食でも積極的に取り入れてはいますが、今後、中学校給食で行う1日当たり4,500食というスケールメリットをうまく生かせるように、地元の事業者たちとの連携を深めていきたいと考えております。

この2ページの下にある表、これは国や県の食育推進計画あるいは本市の総合計画や食育推進計画に定めている指標を参考に記載しております。

資料3ページにあります横長の「第3次食育推進基本計画」、これは国の定めている指標です。

4ページ以降は、現在の秦野市の食育推進計画に定めた指標を参考に掲載いたしました。

また、資料7ページにありますとおり、これまで、提供方式をはじめ、様々な給食実現に向けた意見等をくださっている懇話会、今年度は、この表にございますように、元PTA連絡協議会会長の関野さんを座長に、新たに校長先生や教頭先生に就任した方々も含めたメンバーで検討を進めていただく予定でおります。今後は、また取組方針、指標設定などに取り組みながら、この教育委員会会議で方向性を定めていただき、事業の着実な実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

内田教育長

私からは以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問がありましたらお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、来年12月開始ということで準備をしていっていますので。ただ、今回のこのコロナウイルスの関係で影響が出てしまうのかどうかということ若干心配しています。というのは、建設関係は今のところ順調と聞いているのですが、先日の開発の建物の関係は、協議もありましたから進んでいくのでしょうか、物資とかそういうものがうまく供給されるのかどうか、そっちの心配をちょっとしてしましてね。ですから、そういう状況をきちんと見極めたうえで、設備とか建屋とかそういうものはそういう形で進めて、中の食育の推進とかについては、今、学校教育課長が説明したように、きちんとそういったものを準備してうまく整合させていくという考え方なのですね。

コロナウイルスの関係が、どこまでこうしたものに影響を与えてしまうのかというのは、現時点ではまだ読めない部分があります。

今の2ページの関係指標の地場産の使用品目割合の国の食育推進基本計画の目標値30%、開始値26.9%という、これは国の基準。

学校教育課長

今、教育長から御指摘の国の計画では地場産としておりますけれども、実際は県内産の値です。秦野市は地元、本当に市内の地場産物を積極的に活用していますので実際はかなり高い割合なのですが、ただ1つ違うのは、秦野市の場合は、ここで言いますと④の使用量の割合ということで目標を設定し、取組を進めております。品目ですと、1つの献立の中にどれぐらい秦野の食材を使ったかと、種類のほうです。秦野市の今の目標は重量、幾ら食べたかというところです。

今後、新たに中学校給食をスタートするに当たりましては、そうしたそれぞれの指標をうまく活用しながら、トータルで地場産物を活用できるような計画につなげていきたいと考えております。

以上です。

内田教育長

今説明があったように、量と品目という違いがあるのですけれども、小学校が今32%でしたか。30%ちょっとでしたね。

学校教育課長

現時点で31.5%で、毎年30%を超えたり下がったりという状況が続いております。この表でいいますと開始値の平成26年度31.5%、④の一番下のところですが、これが年度によっ

て若干上がり、また下がると。実は直近、令和元年度も31.5%ということになっております。

以上です。

内田教育長

これを何とか引き上げようという計画で思っているのですが、そのためには、生産者の皆さんと、それから使用する者との上手いバランスがとれないと、幾ら使うほうがたくさんと言っても、生産するほうが間に合わないとか、あるいは一定の基準の形でできないとかと。それは今JAと環境産業部と協議をしていますから、供給体制をうまく回していくという形でやってみよう。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは次に、秦野市学校職員服務規程の一部を改正することについての説明をお願いします。

教職員課長

では、資料の協議事項(3)になります。秦野市学校職員服務規程の一部を改正することについて、説明いたします。

4月1日に施行となった幾つかの国の法改正に伴い、必要な一部改正を行いますので、主な改正点について御説明いたします。服務規程の改正は3つあり、それぞれ説明させていただきますので、1枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

1点目に、第3条の削除についてです。第3条は、これまで新任の教職員に対して保証書の提出を求めるものでしたが、このたびの民法改正の施行に当たり、保証上限額の定めがない個人の保証書契約が無効になるため、これを削除するものです。

2点目は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正の施行により、会計年度任用職員制度が新設され、パートタイム会計年度任用職員については、営利企業等への従事等の制限の対象外とされたことへの対応で、服務規程第10条別表の追加となります。これまでフルタイムでお仕事をされていた方々についても、営利企業等に従事する場合には申請書の提出及びそれに対する教育長の承認が必要でしたが、今回の改正により、パートタイム会計年度任用職員の方々については、報告書のみで営利企業等への従事が可能になったため、これまで申請書と承認通知が一体となった第9号様式に、改めて報告書のみとなる「9号様式の2」を加えるものです。

3点目は、14条以下についてですが、次の協議事項、教育職員の業務量の管理に関する規則の制定に関連するもので、これまで出勤簿で出勤等の記録を行っていたものを、ICカードによる

内田教育長

出退勤記録に移行するための改正です。

以上、御協議のほどよろしく願いいたします。

説明が終わりました。御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

秦野市はICカードを先に進めたので、この出退勤時間記録というものをICカードでできますからいいのですが、まだそれを実行しない、例えば神奈川県などはまだ実行していなくて、全部手書きで残さなくてはならない。相当大変な作業になると思いますね。

出退勤記録の整理、保管という、これを残さなくてはいけないということなので、ICカードを先に導入して、ICカードの機械自体は1個3万5,000円ぐらいで対応できたのですよ。ですから、先行してやったので非常にありがたかったなと思うのですね。

よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは次に、秦野市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について、説明をお願いいたします。

教職員課長

続きまして資料、協議事項(4)を御覧ください。秦野市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定についての説明をいたします。

公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示され、この4月1日より施行されております。それに伴い、国及び県より、在校等時間の上限に関する方針を各市町村の教育委員会規則等に定めることや在校等時間を客観的に計測し、その結果を適正管理することが求められていることから、教育委員会規則として制定するものです。

具体的には、第2条となりますが、いわゆる時間外在校等時間の上限が、1カ月に45時間以内、1年に360時間以内となるようにすること、また、それ以上の業務を行わざるを得ない場合にも、1カ月100時間未満、1年で720時間以内となるよう、教育委員会が教職員の業務量の適切な管理を行うものとするといった内容です。

以上、御協議のほどよろしく願いいたします。

内田教育長

説明が終わりました。業務量の管理に関する規則を制定すると。

資料No. 14の裏側のところに小中学校の先ほど説明した在校等時間の集計結果が出ていますが、業務量の管理をしなければならぬわけで、業務量の管理が、1カ月について45時間、1年で360時間の範囲内です。ですから、実際の学校現場の状況もきちんと踏まえたうえでそういうものを作っておかないと、ただ単に時間の押しつけでは現場が困ってしまうわけですから、そういうことも踏まえてしっかりと対応していかなくてはならないと。民間企業では、どこかで電気を消してしまうようなところもあるようですけれども、そういうわけにはいかないのです。

どうでしょうか、規則制定、よろしいですか。

牛田委員

この規則については、制定された段階で学校長をはじめ教職員全員に通知されていると理解してよろしいでしょうか。

教職員課長

既に昨年度の時点で学校長より教職員には伝わっているものがあります。指針の告示に関する通知には、「校長及び教育委員会は、教師等の在校等時間の管理をはじめ、業務の役割分担・適正化、必要な執務環境の整備や健康管理など、学校の管理運営における責任を有するものであることから、上限時間を超える実態がある場合には、例えば、校務分掌の適正化や業務削減等の改善のための措置をとるなど、学校の管理運営上の責任を適切に果たすこと」というように指示されております。

牛田委員

私はこれを読ませていただいて、まず、第2条の3行目に「業務量の適切な管理を行うものとする」という記載があります。また、第2項の(1)(2)(3)の前に「教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする」という記載があるのですが、これをどのように管理していくのか、その辺が私は、自分が校長としてこれを読んだときに、どのようにこれを理解していったらいいのかと思いました。まずそれが1点ですね。

多分この辺のところは、先ほど紹介された前のページのところの秦野市立学校職員服務規程の一部改正の新旧対照表の18条、いわゆる出退勤のICカードの導入をすることによって、第18条「所属長が保管する」と。そして、第19条「所属長は、教育長から出退勤簿等の提出を求められたときは、速やかに提出するものとする」。この18条、19条の内容が、業務量の適切な管理というところにつながっていくのかなと理解したのですね。

そういう理解はできるのだけれども、その辺のところの細かい運用について、この規則の中で触れていったほうがいいのか、それともそれは、例えばの話、1つの方法としては、「必要な事項については教育委員会が別に定める。」とかと1項を設けておけ

ばそれでいいのかどうかね。何かその辺の運用について少し触れていったほうがいいのかなどという感想を持ちました。

やはりこういった上限設定をしていくことは私も大事だと思うのですが、日頃からこの辺のところはしっかり管理をしていかないと、管理をしていくだけではなくて、管理しながら、教職員の健康把握とか健康チェックとか、あるいは必要があれば面接指導とか、あるいは産業医への紹介とかといったもろもろの次の手だてを、管理職あるいは教育委員会と共に次の対応を考えていかなくてはいけないと思うのです。そういった細かい部分については「別に定める」の中に入れてもいいと思うのですが、そこで終わって、第2条の(4)で終わってしまっているのか。この運用に当たって何かちょっと、「必要な事項については、別に教育委員会で定める。」という1項を加えることによって、後々いろいろな細かい部分についての申し合わせ、確認事項などもできるのかなと思ったりしました。

私はこれを読ませていただいて、目的の第1条は、理解するのにとても苦労しました。今日の午前中、ちょっと時間があつたのでインターネットで調べてみたのです。そうしたら、この規則は県の教育委員会から発信されているものと全く同じなのですね。だから、県からこういう内容の規則で、文言で周知しなさいというような、あるいは規則を市町村ごとにつくりなさいという指示があつたのか。だからさわれないのか、あるいは、そうではなく、さわることができるのかどうか。

多分これは県から指示の通知だと思うのですが、県が使っている規則だと思うのですね。私、今日の午前中に確認したのだけでも。さわれないのであればいたし方ないのだけれども、さわるのであれば、これを読んでいくと、本当にこれは、3分の2はそれぞれの文言の根拠なのね。どこに基づいてという根拠が括弧でたくさん括られているのです。これは県でつくられてあるのだけれども、これは括弧の中に括弧もあって、普通の文章構成でいくと、第1括弧とか第2括弧、第3括弧という何か約束があるのではないかと思うのだけれども、これは全部同じ括弧で括ってあるから、どこで終わっているのかどうかはわからなくてね。何か、もし市のほうでいじっていいのであれば、文書法制課とも調整して、もう少し読みやすく、わかりやすく文言表記ができるように、誰が見てもわかるような表記にされてはどうかということを少し感じました。

教育部長

貴重な御意見ありがとうございます。牛田委員からいただきま

した貴重な御意見については、事務局で精査させていただきます。

今、幾つか御質問のようなものがございましたので、まず、この教職員の多忙化解消に当たっては、行政経験の長い教育部主幹が主になってやっていただいています、先ほど教育長からもお話がありましたが、他市町よりも先駆的にいろいろな取組をさせていただいております。御指摘いただいたように、サービス管理の部分でICTカードを導入しておりますので、そこでこうやって数値が出てくることによって、学校長が、自分の学校のそれぞれの職員の業務の量が一目に視覚化されます。

当初、この数値の取り扱いについては、実は学校業務改善推進委員会というものがございまして、一般教職員の代表の方と校長会の代表の方と事務職の方と、それぞれ代表に出していただきまして、私がおの長をやらせていただいています。その中でも様々な議論をいただいている、先ほど牛田委員から御指摘いただいたような、今までの教職員の慣行ですとか慣例ですとかがあり、実際時間を超えている職員に対して面接をしたらどうかという質問もありましたが、やはり学校の現状から言うとやむを得ない部分もありますし、それに今後どのように対応していくかは、本当に学校現場と協働的にやっているような次第でございます。

いずれにしても、今、牛田委員からいただきました文書法制上の問題ですとか、県からの文書のそのままの部分ですとか、それをちょっと精査させていただいて、また提案させていただければと思います。

以上です。

内田教育長

確かに、今、牛田委員が言われたように、運用について、別に定める的なものがないですね。それをちょっと今、部長が言いましたように、文書法制と詰めて。いずれにしても、目的の部分については、おっしゃったとおり、県のそのものです。少なくとも、これは一斉にこういうことをやらなくてはいけないというので、県下というか全体としてこういうことをやっていますから、その辺のところをよく調べた上で、もう一度精査させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

飯田委員

この1ページ、「一時的又は突発的に所定の勤務時間外に」とあるのですが、これは、生徒指導であったり部活であったりといったことなのでしょう。

教職員課長

まさにそういった生徒指導あるいは学校行事が重なる時、そういったところが想定されていると思います。

飯田委員

生徒指導を時間で表すというのはなかなか難しいと思うのです

内田教育長

が、ある程度の時間の目安があったほうが先生方にとってもいいかと思うのですが、保護者からしてみると、時間がなければならないというものもあると思うので、ぜひその辺も考慮していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、その他に入ります。

新型コロナウイルス感染症に伴う対応についての説明をお願いします。

教育部長

その他（１）の資料を御覧ください。

既に御承知のとおり、国の緊急事態宣言の延長が決定されまして、5月5日には、県から小中学校の5月31日までの休業延長を求める通知が発出されました。連休前にある程度方向性を示さなければいけないということで、5月1日の時点では、保護者に今後の方向性について、緊急事態宣言が延長されれば休業延長という方向性も事前に情報提供させていただきまして、通知発出後、5月5日、教育長に御報告させていただきまして、翌5月6日に教育長から市長に協議いただきまして、その結果、5月7日の市の緊急対策本部を経まして、各校及び保護者に向けて、このような形で正式に連絡をさせていただいております。

現在、各校では、登校日の設定ですとか家庭訪問、ICTを活用した支援等によりまして学習支援を行うこととしておりますが、それ以外に、心のケアを含むような保健指導の徹底、自宅学習の指導、ICTを活用した家庭学習機能の周知、それから要保護児童等、虐待の対応で見守りの体制ですとか、また児童ホームへの支援の継続も行っておりまして、この5月11日から児童ホーム休止に伴う小学校での緊急一時預かりを実施させていただいております。1校当たり30名から、多い学校で100名近い児童の一時預かりを実施しております。

いずれにしましても、今後は、5月14日以降の国の動きも踏まえながら、6月1日からの再開を目指して準備を重ねていきたいと思っております。

この後、各課から現在の状況ですとか今後の方針のようなものを報告させていただきまして、また、教育委員の皆様から御意見をいただければと思っております。

教育指導課長兼  
教育研究所長

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、別紙を御覧ください。

今、部長から御説明させていただきましたが、小中学校が休業になりまして、どうしても授業が実施できない期間がかなり長期

化しております。この間にどの程度の授業が減ってしまっているのか、もしその授業を今後の日課の中で補っていくとするとどういった取組が必要なのかということ、部長に御指示いただきまして、モデルケースとして今シミュレーションを始めている状況でございます。数字での処理ですので、こういった形でまず御説明させていただいて、御意見をいただければと考えております。

小学校では、現在130から155単位時間程度、中学校でも175単位時間程度の補充が今後必要になってくるのではないかと試算しておりまして、以下のようなモデルケースを想定しております。

1、モデルケースというところを御覧ください。

(1) 夏季休業と冬季休業の併用案です。夏休み、冬休みに授業を行った場合、この必要な授業時数を補っていくためにはどのような形が考えられるのかというシミュレーションになりますが、7月21日から7月31日まで、7月の間の7日間に授業を実施しますと、下のほうに書かせていただきましたが、1日、小学生低学年の場合5単位時間、中高学年は6単位時間、中学生は6単位時間で試算させていただきますと、7日間で最大42単位時間をここで補える。8月に入りまして、3日から28日までの15日間、お盆休みの間のみ休業とすると、15日間授業をさせていただければ、90単位時間がここで補える。あわせて12月、冬休みになるところですが、25日金曜日と1月6日、7日の3日間授業をさせていただければ14単位時間ぐらいが補えるのではないかと試算になっております。

(2) のケースといたしましては、夏休み、冬休みとあわせてして休日、祝日になると思いますが、休日と土曜日などをあわせて授業を行っていくケースになっております。例えば7月中、アと同様に7日間授業を実施して42単位時間をそこで補充する。冬休みの12月25日、1月6日、7日の3日間で14単位時間、あわせて休日と土曜日の実施で76単位時間。休日と土曜日につきましては、半日、4単位時間で今算出しておりますが、19日程度そこで授業をやることができれば76単位時間カウントできる。あわせてモジュールを活用していくことで、1日15分で1週間3回程度やっていきますと1単位時間になりますので、それを24週繰り返していけば24単位時間がそこから生み出される。この形でも、今必要となってくる授業時数を確保することができるのではないかと想定しております。

ただ、いずれにいたしましても、2番の懸念事項に書かせてい

いただきましたが、夏季休業を短縮した場合、登下校時の熱中症への心配がございます。かなり暑くなりますので、学校まで来てもらえばエアコンが今整備していただけておりますので活動は一定程度可能と思うのですが、登下校のところでの熱中症への対策が心配だなと考えております。

(2) の詰め込みへの懸念です。この3カ月間、子どもたちがかなり今までと違う生活をしておりますので、ここから急に詰め込むような形、特に夏休みについてもぎゅっと、土曜日もぎゅっと授業をしていくような形態になっていきますと、果たして学習効率はどうなのだろうかといった懸念が考えられます。

(3) としまして、土曜日に授業をした場合に、教職員の服務上の課題が出てまいります。夏休みの平日につきましては勤務を要する日となっておりますので課題はないのですが、土曜日、休日を授業となった場合には、ちょっと課題が出てくるかと考えております。

3点目の留意事項は、先ほど申し上げました算出の根拠といたしました単位時間のことと、あと、現在予定しております1学期の終業式等について記載させていただきました。

よろしく願いいたします。

私からは、幼稚園の状況について御報告させていただきます。

現在、幼稚園につきましては、小中学校のような登校日などの設定がないことから、各家庭に対してポスティングなどを行いまして、家庭での親子での過ごし方といったものの情報提供をしたり、園だよりなどを作成して、お子様へのメッセージを発信したりしております。

また、ユーチューブなどを活用いたしまして、各園で親御さんと一緒に体を動かせるような取組ですとか、お人形などを使って物語を聞かせたりというようなことを情報発信しているような状況です。

また、6月1日の再開を目指しまして、どういった形で再開していけばいいのかというような検討をしております。年少につきましては、急に登園して保育というのもなかなか難しいというところで、まずは、お母様方と離れられない子どもについては、保護者が一緒に時間を過ごす時間などがあってもいいのではないかとということなども検討しているようなところでございます。また、年長につきましては、生活リズムを整えるというところを基本に、登園時間、9時の登園というところを大事にしながら、午前保育を中心に始めていったらどうかというような話をしており

学校教育課長

ます。

ただ、年少につきましては、入園式を延期している状況になっておりますので、まず、6月に再開しましたら、早い段階で入園式を行って、そこからスタートとしていきたいというところで、今、各園長などが、どのようにしていったら一番いいのかというところを検討している状況です。

以上です。

私からは、学校教育課が所管する中で関連します給食と保健について御説明します。

まず、給食につきましては、学校再開後、日課の状況等を踏まえまして速やかに給食食材等の発注、調達を行う予定です。再開は、概ね2週間以内には給食が再開できるような準備をしっかりと進めてまいります。

ただし、給食開始後につきましても、調理室内はもとより、食事をする教室内の衛生環境など、安全性の確保といった課題がございますので、学校と連携しながらしっかりと対応したいと思えます。特に夏休みにつきましては、先ほど指導課長から熱中症等のお話がありましたけれども、衛生上も様々な課題があるかと思えますので、各校の栄養士と連携しながら、そういった環境整備にも努めていきたいと考えております。

次に、保健関係ですが、先ほど飯田委員からも御指摘いただきました、マスク、消毒液など、必要な物資につきましては、市長部局と連携して、必要な量等をしっかりと確保し、各校に配分していきたいと考えています。

また、休校が始まりましてから、個人あるいは法人の市民から、マスクや消毒液の寄附などもいただいております。こういった市民の協力をきちんと学校に還元するような形で環境を整えていきたいと考えております。

保健関係で、特に今後の取組あるいは課題として考えておりますのは、休校中の各家庭保護者には、検温の徹底、健康管理の記録といった協力をお願いしていますが、再開後は特に、毎日、登校前に検温を徹底することを改めて周知していきたいと考えています。

その上で、登校後に万が一体調を崩した場合に、各校から適切に対応できるよう、学校と連携し、国のガイドラインなども参考にしながら、対応マニュアル的なものも今教育指導課がいろいろと検討してくださっていますので、学校教育課も、衛生面、健康管理の面で協調していきたいと考えています。

教職員課長

それと、現在は当面延期としております健康診断といったものも、再開後には計画的に進めていく必要がございますので、今申し上げましたような課題について、引き続き医師会、薬剤師会といった専門家の意見を聞きながら、適切に対応できるよう準備を進めてまいります。

以上です。

私からは、教職員の服務上の課題について、説明させていただきます。

服務に関することについては、現在も整理と確認を進めていますが、一部指導課長の説明と重なる部分がございますが、まず、夏季休業と冬季休業に授業を行うことについては、平日であれば、先生方は基本的に勤務を要する日であるので、授業を実施することは可能となります。また、土曜日等の授業の実施については、週休日または休日の振替を行うことによって、制度の上では授業を行うことは可能になります。ただし、土曜日等に授業を行う場合には、週休日または休日の振替を行うことが必要であり、また、その振替できる期間に制限があることに留意が必要になります。あわせて、この振替は主に夏季休業中にとることになると思うのですが、これとは別に、教職員には5日の夏季休業がとれるよう配慮することが必要になってきます。

ただし、以上のことは、正規職員及び臨時的任用職員を対象にした場合のことであって、非常勤職員の先生方や介助員や支援助手など市費職員の方々については、もともと夏季休業中や土曜日が任用期間となっていないので、今のままでは、すなわち人員減の状況で対応しなければならない状況で大きな課題になってくると思います。

以上、夏季休業中や土曜日の授業については制度上可能な部分ではあるのですけれども、文部科学省からも、そうした授業補習の方法を例示しつつ、一方で、児童生徒及び教職員の負担が過重とならないように配慮すること等、既に通知がなされています。実際に学校が始まれば、前例のない対応での教職員の激務が予想され、さらに夏季休業中や土曜日に制度上可能だからとあまりに多くの授業を入れていくことは、2学期の長丁場を考えたときに、子どもはもちろんですが、教職員の健康面などの負担のことも考えると、慎重に検討する必要があると思います。

以上です。

内田教育長

今、部長、各課長から説明をいたしましたけれども、これから御意見、御質問等があればお願いしたいのですが、御承知のとおり

り、5月4日の緊急事態宣言の延長によって、実質3月2日から5月末までという3カ月休業ということになってしまっていて、その間、登校日はありますが授業がないという状況です。この授業の時間を、どうやって最終的に必要な授業時数を確保するかという、これが一番の課題ですが、先ほど教育指導課長が話した1つのモデルケースがありますが、この(1)と(2)ですね。

特に(1)のほうで考えたときに、夏休みを使った補填ということになるのですが、一昨年、その前の年ですか、大阪で小学生女児が、授業で外に出て亡くなってしまったというような事例があって、それによって全国的に対応という形になったのですが、登校はまだしも、下校の時間が、1年生、2年生にあつては、給食があつたとしても、午後2時ごろという1日の中でも一番暑い時間帯に下校するという、これは集団下校ではありませんから、単独下校ですので、そういう場合の安全性の確保ができるのかどうかという心配が1つです。

それから、特に3密の状況をどうするかという問題もあります。3密の状況も考えてばらばらにするということになりますと、教員の数の問題、部屋の問題、様々な課題がこの中には発生してきます。今までやってきたものをそのままやっていて、単に時間の確保だけでしたら今のこの方法でいい、できると思うのですが、

(1)か(2)の方法ですね。この中にまた台風やら何やらということになってつぶれてしまうことがあると、時間的にちょっとまた問題が出てくるのですが。

そういうようなことから、今説明したような中で、それぞれの委員の皆さんの率直な御意見をお伺いして、そういうことも踏まえて、今、我々というか教育委員会として考えていることに、意見を踏まえたうえで、さらにより良い方法を出していきたいと思つているのです。ぜひ御意見をいただきたいと思つています。

非常に難しいなという。文部科学省は、文部科学大臣は、1年生と6年生と中学3年生を先行してやればいいのかということとか1つのクラスを3分の1ずつに分けてばらばらに中でやっていけばいいのだということをおっしゃっていますが、現実には、例えば30あるいは40人のクラスを3つに分けて、15人ずつに分けると、教員が1人で済んでいたものが3人必要なわけですね。教室は3倍必要なわけですよ。例えば南小学校の1、100人いるところで、現実にはそんなことできるはずがないわけですね。現場を知らないでそういう発言をされているようですから。

ですから今考えていますのは、通常の再開で、もちろんマスク

ですとか消毒ですとか、そういうものをきちんとやったうえで対応するよという前提で考えたときにこういうパターンなのですからね。

当初、5月11日から再開の場合のパターンを考えておいてよと。それが変わったので、6月から再開のパターンを考えてくれということで出してくれたものなのですからね、どうでしょうか。

懸念事項の熱中症の心配と、その次の詰め込みへの懸念という、子どもたちが耐えられるかどうかということもあるのですね。京都が1日7時間でしたか。1日の授業コマ数を京都が7時間にするとって猛反対がありましたね。大分前に。結局、45分授業を40分にして7コマにするというような話があったのですが、そこまで子どもたちが、高学年は別でしょうけれども、低学年が耐えられるのかどうかと。

どうでしょうか。難しい課題なのです。教職員の服務上の問題もありますので。振替にしなくてはいけないのだと、振替の時期が、授業をやっていると振替できないわけだから、これは文部科学省できちんと整理して答えを出してくれないと対応のしようがないですね。まさか9月からなどということは言わないと思うのですが。

どうですか、牛田委員、率直な意見として。

牛田委員

これは本当に困りましたね。何かパズルを解くような、いろいろな組み合わせを考えながらパズルに取り組むような、そんな気持ちですね。それぞれの課長からお話を聞く中でね。何が一番いいのか。

結局、年度当初から授業が行われていないわけですから、今年度の学習内容が何も進んでいないのですね。だけれども、もう年度内に残された時間には限りがあって、刻々とその時間が減少していくという中で何ができるかという、こういったモデルケースも一つ必要だと思うのですが、いま一つは、これは本当に言うてはいけないことだろうと思うのですが、もう教えるべき内容、教えるべき事柄を、それぞれの單元ごとに絞り込んで短時間で効率よく、言葉は悪いけれども、教え込む。そして、要は、自ら考え云々とかアクティブラーニングとか、様々な学習形態はあるのだけれども、もうちょっと、荒い言い方ですが、そういった中で子どもも教師も頑張る、保護者の方にも理解していただくという空気がつくれるのかどうかね。それも一つの考え方なのかな。

そういった中で、では、どのくらいの時間が必要なのか。先ほ

ど教育長もおっしゃったとおり、季節柄、大雨、台風等も考えられます。場合によっては、あってはならないことだけれども、大地震なども起きるかもしれません。でも、そういった不測の事態はとりあえず置いておいて、今この1年間でそれぞれの学年ごとに学習すべき内容が、どのぐらいの時間が確保できれば、とりあえず進級できる、1年生から2年生に、そして中3は進学する子どもが多いと思うのですが、とりあえず義務教育を終える学習内容が終わったと言えるのかどうか、その辺のところの時間を考え合わせながら、必要な時間数、日数等を積算していくと。

単純にこの単位時間だけで追いかけていくと、子どもたちは、先ほど教育長がおっしゃっていた3密の関係もありますし、子どもたちの学校にいる在校時間、子どもたちが学校で生活する在校時間を最小限に抑えていく必要があるのですね。子どもたちに負荷をかけることなく、そして、ストレスを最小限に抑えながら、学校での過ごし方の日課表なども考えていく必要があるのではないかと思います。

もちろん、ここにも書いてありますが、学校行事の削減あるいは放課後の活動等についても必要最小限に留めていくと。それで、小学校の低学年、中学年、高学年、そして中学校、それぞれの学齢期に応じた日課があってもいいと思いますね。あるいは、その学齢期に応じた登校日というものも考えていいと思います。その辺のところも考え合わせながら、これからの残された3月、終業式は3月25日ということですので、そこから逆算して計画をつくっていくという視点も1つ持ちながら、いきなりここで今、モデルケース(1)がいいか(2)がいいかという結論は出ないと思いますので、そんなことも考え合わせながらいい方向を探り出していったらどうかと。場合によっては(1)と(2)を、ちょっとわからないけれども、抱き合わせもあるかもしれないしね。

本当に関係する方々が膝を交えて協議をして、そしてまた、現場の先生方の意見、管理職の意見も聞きながら最終的に結論を出していくと。そうは言っても、6月1日から始まる可能性が高いので、その計画を立てる時間にも限りがあるのですが。

6月から、もし無理に決めなくても、今月中に決めて、保護者や学校に通知ができなくても、とりあえずスタートして、スタートしながら、微調整をしながら柔軟に対応するという方法だっていいと思うのですね。もう6月1日から来年の3月25日までのスケジュールを固めてしまって、それを管理職と申し合わせをして、保護者に伝えてと無理に行かなくても、もしできればそれに

越したことはないけれども、固めてしまったものを変えるのはまた大変です。

ですので、保護者が一番心配していること、子どもが不安を持っていることをとりあえず整理して、ここまでは示すことができるだろうというものについてはしっかり固めてお示しして、この部分については適時、状況を鑑みながら対応していくというような、そんな取り組み方もあっていいのかなと。

今、私は思ったことをただ言っているだけだけれどもね。自分自身が全く何も整理がついていないです。

内田教育長

文部科学省は、まだこの授業時数の弾力的な運用というようなことは何も言ってきていないですね。

教育指導課長兼  
教育研究所長

過度な負担にならないようにといった表記での指示はございますが、具体的に何割減でもよいといった数字での指示は、現段階では来ておりません。

内田教育長

ということは、やはり与えられた時間を何とかということの基本に据えて、まず考えておかななくてははいけない。それで、文部科学省が別な形で言ってくれば、それに合わせていくという。問題は、高校受験、中学受験というものがどうなっていくかによって、それに合わせていかななくてははいけないという問題もあるのね。

どうでしょうか、ほかに御意見は。

飯田委員

保護者から。今、うちの子もずっと家にいるわけですがけれども、どれぐらい机に向かっているのか、普段いないのでちょっとわからないですが、やる子はやっていると思うのですが、やらない子は全くやっていないので、この1～2カ月で、結構そこでまた学力というかそういうものに差がついてしまうのかなというのは、保護者からしてみればちょっと心配なところで、できれば一日でも早く学校再開していただいて。

どこかの県では、教壇と生徒の間にシートを張って授業をしたり、そういう対策をしているところもあったりして。あとは、それぞれ保護者の考えもあると思うので、「いや、まだうちの子は学校なんて怖くて行かせられない」という保護者もいると思うのですね。そういった保護者の子どもに対しても何らかの考慮をしてあげて、休んでもいいよというのはおかしいですけれども、保護者がそう言うのであればしょうがないのかな、「じゃ、もうちょっと様子を見てください」と。基本的には、学校再開は6月1日を目指していただいて、あとは本当にケアなり対策を徹底して、あとは体育館で授業をやったりということもあるようですけれども、なかなかそういうことも難しいと思うのです。本当に一日

内田教育長  
片山委員

も早い再開をしていただいたほうがと望んでいますね。私はですね。

ほかにどうですか、片山委員。

今お話を伺っていて、国がはっきり示してくれていないので、とりあえず、ここに書いてある130～150時間足りなくなるとうると、それをやることを考えるのがまず第一ではないのかなという気がします。そのほうがお母さん、お父さんたちも安心されるのではないかと。

そういうことを考えると、ここに1とあるのですけれども、例えば(1)、これは全部、130何時間はこの期間でやろうとされているわけですが、8月は、例えば15日間、10日間、最初の週と最後の週やりますとかということ、あと冬休み、春休みを考えてこの時間にするとかということ逆にはっきり示したほうが、受け取り側は楽なのではないかという気がするのです。これはもうこういう状況なので、変わっていくのはしょうがないと親も思っていると思うので、牛田委員はお優しいのですけれども、やはりそうすると逆に困らないかなというのが私はちょっと。だから、もう「やる」と、「足りない部分はやろう」と。それで、夏休みは、いろいろな対策はもちろんとらなくてははいけません、夏だと熱中症ですよ。マスクをして熱中症になってしまうと思うので、その辺、先生方にまた過度な負担がかかるかもしれないですが、まずはやるというのが一番安心されることかなと、私個人的には、私も今考えたことですのでけれども、今は思います。

内田教育長  
高橋委員

高橋委員どうですか。

本当にモデルケースを考えられたのですけれども、さっき牛田委員がおっしゃったように、学齢期に合った授業体制というものも考えていかなくてははいけないと思うのですね。モデルケース(1)の場合は、8月の15日間というのはちょっと厳しいかな。これをもうちょっと短くすれば、中学生なら何とか消化できるかなという気はするのですが、小学校低学年の場合は、夏はちょっと無理かなという気がしているのですね。

モデルケース(2)のほうは、休日、土曜日の実施というのも考えられているのですが、やはり土曜日は結構、お稽古事とかスポーツとか、それなりのスケジュールが入っているお子さんが多分多いと思うのですよ。それで、休日はやはりファミリーデーとしてお休みさせてあげたいという気持ちがあります。

あと、最終的に15分単位、小刻みに稼いでいくというのをやってみないと、ちょっと時間がとれないかなと。だから、分割

して教えられるものは、もう15分単位でも毎日プラスして、その集積で幾つか単位が取れると思うので、そういう方法をとっていかざるを得ないというか。やはり再開のときにある程度の目安を御家庭にお伝えしたほうが、それなりの安心感は得られると思うのですね。あまり負担にならないように、せめて15分ずつでもプラスしていったというほうがいいのかなど、今はそう思います。

内田教育長

それぞれ今御意見というか御示唆をいただいたのですが、いずれにしても、子どもたちにとって今でき得る最善の方法、それから、教員にとっても今でき得る最善の方法、もちろん無理な部分もあるかもしれませんが、そういうものを目標に計画をしてみると。

先ほど片山委員が言われたように、保護者の皆さんには一旦目安をきちんと示してやったほうが、これは、後で変更はありますよという前提で示してあげたほうが、安心感があるのかなという気はしますね。

ですから、そういうことで、もう一度今のモデルケースをよく練り直して、改めて委員にもお話をして、「じゃ、これでまずやってみよう」というようなものを早々にプランニングしたいと思います。

いずれにしても、6月1日から始まったとすれば、そこは、先ほど牛田委員が言われたように、まず進めていってみて、今までのコロナの対策は、マラソンをしながら考えて対応していくということをずっとやってきていますから、同様のことになってしまう。それは今、市長部局の対策会議でやっているものもそうなのですけれども、一生懸命みんなでマラソンしながら、これやっていこう、あれやっていこうとやっていっていますので、ですから、そういうことでやらざるを得ないのかなという気もします。そんなことで今、事務局の職員と部長、課長、担当職員を含めて、よりよい方法を探し出してみたい、こんなことを思います。

そんなことでよろしいでしょうか。

牛田委員

今、教育長が整理していただいたのですが、私もそういった方向で賛成です。

ただ、1つ意見を言わせていただければ、(2)の休日・土曜日の実施というのは、これはちょっと子どもたちが息苦しいのではないかと思うのだね。大人でも就業規則がありますからね。週40時間でしたか。

教育部長

38時間。

牛田委員

やはり土日、この祝日というのは休日のことですか、日曜日ですか。

教育部長

祝日です。

牛田委員

祝日。日曜日はお休みできるということですか。できれば、子どもたちが苦しい、ストレスを感じるのではないかとってはおります。1つだけ。

内田教育長

私も同感です。

教育部長

先ほど教育長にまとめていただいたとおりでございます。私たちも、たたき台として、提案させていただいておりますし、教育長から最善というお話もありました。私のほうは最適値とっておりますので、この後、市P連の代表の方ともお話をさせていただきますし、当然、校長会ともやりとりをさせていただいて、場合によっては子どもたちの意見も聞きながらということで、本当に2月27日の18時以降、緊張感が高くやってきましたが、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

内田教育長

以上でこの案件については終了としたいと思います。

それでは、非公開案件がこの後あるので、その前に次回の日程調整をお願いします。

事務局

次回の開催日程ですが、6月の定例教育委員会会議を6月26日金曜日、午後1時30分から予定しております。会場はこちらの教育庁舎3階大会議室となります。よろしいでしょうか。

内田教育長

6月26日の13時半ということですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局

事務局からは以上です。

内田教育長

それでは、ただいまから会議を非公開といたしますので、関係以外の退席をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

—関係者以外退席—